

# 新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も 郵便等で投票ができます

**令和5年4月9日（日）は三重県議会議員選挙の投票日です**

**令和5年4月23日（日）は四日市市議会議員選挙の投票日です**

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方で、一定の要件を満たす場合、郵便等により三重県議会議員選挙、四日市市議会議員選挙の投票をすることができます（特例郵便等投票）。

投票を希望される方は、次のとおり投票用紙等をご請求ください。

## 投票用紙等の請求先

請求先 **四日市市選挙管理委員会**

請求期限

**三重県議会議員選挙 令和5年4月5日（水）17時まで（必着）**

**四日市市議会議員選挙 令和5年4月19日（水）17時まで（必着）**

## 四日市市において 特例郵便等投票 の対象となる方

【三重県議会議員選挙の場合】平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日以前に転入の届出を、【四日市市議会議員選挙の場合】平成17年4月24日以前に生まれた方で、令和5年1月15日以前に転入の届出をし、引き続き市内に住所がある方の内、以下に該当する方が特例郵便等投票の対象となります。

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

+

外出自粛要請等の期間が請求の時に  
【三重県議会議員選挙の場合】  
令和5年4月1日(月)から4月9日(日)  
【四日市市議会議員選挙の場合】  
令和5年4月17日(月)から4月23日(日)  
までの期間にかかると見込まれる場合

※濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありませんが、投票所等での投票ができます（投票所等におけるマスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします）

## 投票用紙等の請求に あたってのお願い

- ・保健所等が発行する外出自粛要請の書面（入院勧告若しくは入院措置等を受ける入院患者でないことがわかる就業制限に関する書面を含みます。）または宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求書を四日市市選挙管理委員会に送ってください。ただし、これらの書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄に理由をチェックしてください。
- ・請求書を郵送する際の宛名表示については、四日市市選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます。
- ・請求書等を入れた封筒に所定の宛名表示を貼り付け、ファスナー付きの透明ケース等に入れて表面を消毒した上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

四日市市選挙管理委員会

## 投票用紙等の請求手続

①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

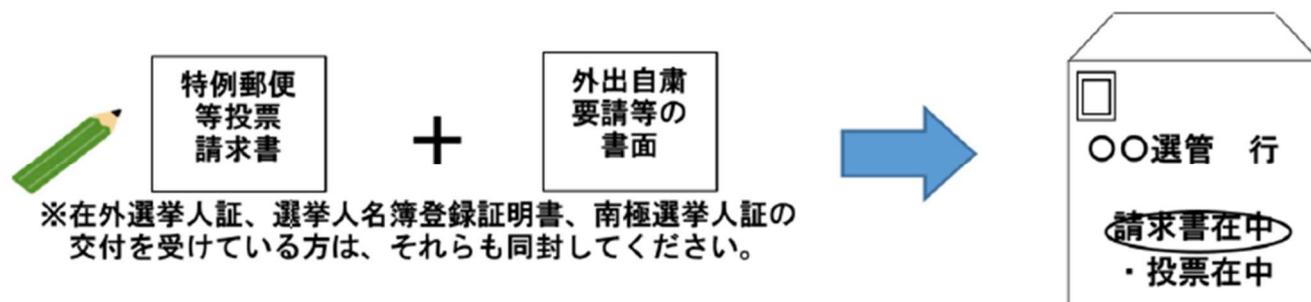
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、四日市市選挙管理委員会のウェブサイトに掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。電話等により請求書等を請求していただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。

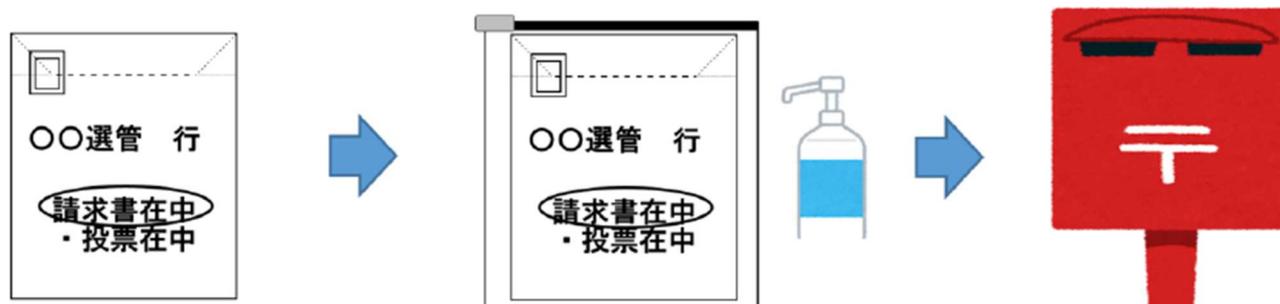


※在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている方は、それらも同封してください。

③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等にに入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください(忘れず速やかに投かんしてください。)。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用(出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用)をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。

# 投票の手続

四日市市選挙管理委員会から、以下のものを一緒に送付します。

・投票用紙、内封筒、外封筒、ファスナー付き透明ケース等、返信用封筒

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。

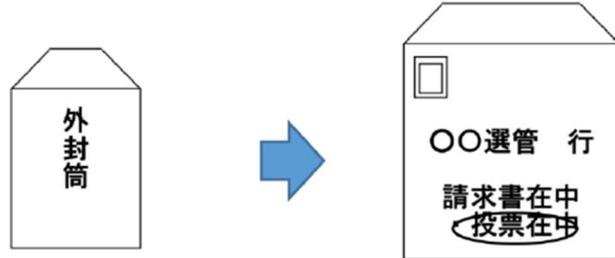
①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名を記載してください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



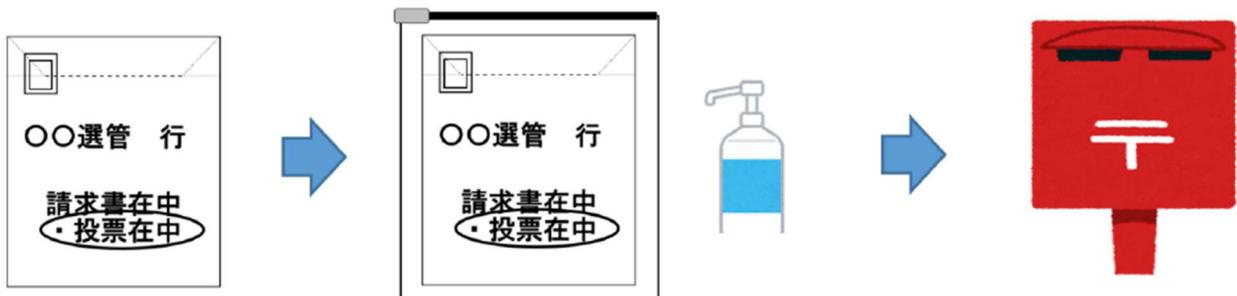
③外封筒を返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒をファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください(忘れず速やかに投かんしてください。)。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用(出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用)をお願いします。

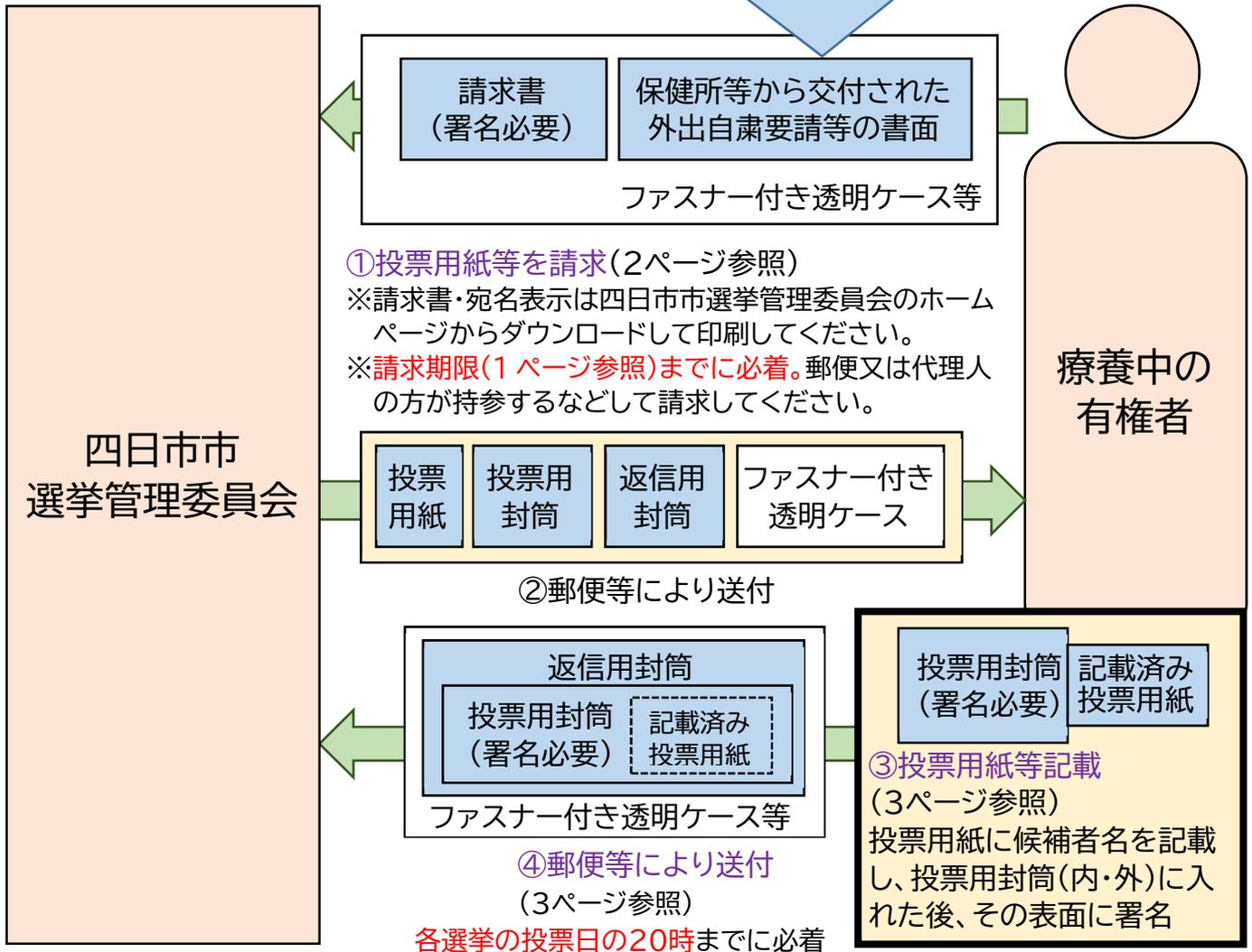
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。

# 特例郵便等投票の流れ

書面が交付されていない場合等は請求書の申し出欄にチェックしてください。四日市市選挙管理委員会が保健所等に対象者であることを確認いたします。



## <補足・注意事項>

- (1)投票終了までには数日の期間を要します。請求は公示前でもできますので、上記期限にかかわらず早めの請求・送付をお願いいたします。
- (2)上の①投票用紙等の請求は2ページ、③④投票用紙の送付は3ページをご覧ください。
- (3)投票用紙の請求をされた後に、宿泊・自宅療養期間を経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- (4)他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票については、公職選挙法上の罰則が設けられています。

## 連絡先

四日市市選挙管理委員会  
 〒510-8601 四日市市諏訪町 1-5 四日市市役所内  
 TEL 059-354-8269  
<https://yokkaichi-city-senkyo.com/>